

農地法第3条許可について

1 許可の基準

(1) 取得農地を含む全てを効率的に利用すること。

- ・機械が十分に確保されているか（所有、リースによる確保状況や見込みも含む）
- ・労働力が十分に確保されているか（雇用者確保状況や見込みも含む）
- ・技術が十分にあるか（雇用者や委託先を含める）

(2) 法人の場合は農地所有適格法人であること。

※上記以外の法人であっても、条件解除付の使用賃借権又は賃借権を設定する場合や農地法施行例で定めている場合等は許可できる場合がある。

(3) 取得後の農作業に常時従事すること。

- ・年間150日以上農作業に従事していれば、常時従事していると認められる。
- ※作物や経営方法等により、必要な農作業が年間150日未満になる場合でも、必要な日数従事していれば、常時従事と認められる。
- ~~※農地の権利取得後の面積が設定面積未満の場合は許可できません。~~

(4) 周辺地域の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと。

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が取得後に行う耕作の事業内容、農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないこと。

2 許可申請書提出時の添付書類

添付書類	部数
①申請書	3
②土地の全部事項証明書（法務局） ※登記簿の住所と現住所が異なる場合は、住民票抄本又は戸籍の附表を添付する。	1
③所有農地の面積が確認できる書類 七ヶ浜町外に農地を所有等している場合は、所在地の農業委員会で取得。	1
④契約書（案）の写し 賃貸借契約や使用貸借契約の場合。	1
⑤利用計画書 取得者が町外居住者の場合、通作が隣接市町村を超える場合など。	1
⑥固定資産課税台帳の写し 生前一括贈与や経営移譲の場合。	1
⑦その他参考となる書類	1
⑧委任状 申請者以外の代理人が手続きを行う場合。	1